

○ 経済産業省  
環境省 告示第 号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年

内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学  
省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、  
国土交通省、環境省

省、省、省、  
令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十一

二年 経済産業省  
環境省 告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

環境大臣 山口 壯

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <del>特定排出者が創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたものを除く。）のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量</del></p>	<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量</p>

2 (略)

2 (略)